

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）名古屋茶屋新田 店舗計画
名古屋市港区茶屋新田土地区画整理事業地内99街区 1番の一部、99街区 2番

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数
1件

3 提出された意見の概要

(1) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(イ) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 経路の設定等

(a) 荷さばき車両や従業員の自動車に対し、経路を順守させるとともに、来客の自動車に対して、来退店経路を順守させるよう交通誘導員を継続して配置し、周辺地域の住環境を守られたい。

(b) 交通誘導員について、平日（少なくとも愛知県警察が制定している交通事故死ゼロの日）、休日、祝日、大型連休に継続的に配

置し、周辺地域の住環境を守られたい。

(c) 来客の自動車が来退店経路に示されていない経路を通行している事実を認め、近隣住民より苦情があった場合には、誠実に対応されたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 6月 4日から同年 7月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課